

ウガンダICTビジネス・スタディツアー
募集要項

2022年11月

独立行政法人国際協力機構

ウガンダ事務所

1. 概要

日本企業によるアフリカ進出は、企業の規模、セクター、地域に関わらずここ数年で活発化し、500以上の日本企業がアフリカに進出しています。コロナの収束を経て、「市場の将来性」や「市場規模」などが大きく増加すると見込まれるアフリカ地域が有望市場として期待される傾向が今後も続くと予想されます。一方で、アフリカ東部に位置するウガンダは、アジア地域や沿岸部のケニア・タンザニアに比べて物理的・心理的に距離が遠いことから、同国の社会課題やビジネス上のポテンシャルについてあまり知られていません。

特に、内陸国ウガンダにおいてはICT産業の振興及びDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用による産業の付加価値向上は同国開発計画上の重要課題であり、かつ近年成長著しい分野となっています。15歳以下が約50%を占める人口構成から自ずと優秀なICTのエンジニアが多数輩出される土壌が有り、既に他国の大手企業が同国内で人材育成事業を立ち上げる等、世界的にも注目が集まりつつある状況です。

翻って日本ではICT人材の確保は引き続き困難な状況であり、日本企業にとり国籍を問わず優れたICTエンジニアを活かすべく外国人材を採用することや、オフショア開発を通じた競争力強化が必要となっています。あるいは、成長著しい新興国市場に新たな事業展開の機会を見出したい日本企業も多いのではないかと考えています。

以上を踏まえ、日本企業の皆様向けにアフリカ・ウガンダICT現地課題確認調査（以下スタディツアー）をウガンダにて実施することで、ウガンダでの人材活用やビジネスのポテンシャル、そして現地の社会課題に対する理解を深め、より具体的なビジネスソリューションの提案につなげていただければと思いますので、積極的なご応募をお待ちしております。

2. スタディツアーの対象領域

(1) ソフトウェア開発等のICT関連ビジネス

特に現地にてICT人材、企業を活用・連携し、これらの能力向上を行いつつ実施するビジネス、また現地と連携してオフショア開発を行う事業等

(2) ICTを積極的に活用し、各セクターでの事業展開を行うビジネス

※対象セクターは、保健、農業、水衛生、運輸交通を想定するが、ICTが積極的に活用される限りにおいては、他セクターでも可。

3. スケジュール

(1) 構成：5名程度の参加者を想定（JICA職員が同行します。）

(2) 行程：10日間程度

<モデル行程> 内容

1日目 日曜	ウガンダ国到着
2日目 月曜	視察・面談等
3日目 火曜	視察・面談等
4日目 水曜	視察・面談等
5日目 木曜	視察・面談等
6日目 金曜	視察・面談等
7日目 土曜	ウガンダ国出発

* 事情により変更する可能性があることをご了承ください。

* 具体的な訪問先は参加者が確定してから、ご希望を踏まえ調整します。

(3) 想定される視察・面談内容

- ① JICAウガンダ事務所でのブリーフィング
- ② 現地政府（ICT省他）・経済団体（ICT関連）・ドナーとの意見交換
- ③ 最終裨益者や社会課題の存在する現場の視察
- ④ 現地で操業する日本企業・海外企業との意見交換
- ⑤ 現地企業やICT関連施設の視察 ※タイミングが合えばウガンダスタートアップによるピッチイベントなどにも参加

4. 参加費用

(1) JICAが負担する費用

- ① 現地での宿泊費、ウガンダ国内の移動にかかる経費、各種イベント参加費用（JICAにて手配・精算いたします。）

(2) 参加者にご負担いただく費用（上記4. (1)以外の費用、以下は主要な例）

※尚、参加者ご自身でご手配頂きます。

- ① 航空賃（ツアー開始日に間に合うように、出発到着地：日本国内⇄現地までの往復航空券をご自身で手配頂きます。）
- ② 査証取得経費（ウガンダ入国のための査証取得の方法については、ご参加が確定された方に別途ご連絡致します。ご自身でオンライン手続きにてご取得頂きます。）
- ③ 会議等に必要となる日本国内移動に係る費用（概要説明会、事前説明会はオンライン開催。ツアー後の報告会など物理的に集合する場合を想定。）
- ④ 居住地⇄出発到着地（日本国内の空港）の日本国内移動に係る費用

- ⑤ 旅券申請及び査証申請に必要な書類等（戸籍抄本、写真等）の取得経費
- ⑥ 海外旅行保険の加入経費
- ⑦ 必要な予防接種（黄熱病等）にかかる費用
- ⑧ 現地での食費等

5. ご応募いただける企業・参加者

- (1) 日本の企業等（本邦登記法人）であること（別の法人へのコンサルテーションを主目的としたコンサルタント等、ウガンダでの自らのビジネスを目的としない企業は対象外）。参加者は、応募企業の経営者の方、或いは経営幹部の方であることを条件とします。
- (2) 2. の領域において、ウガンダを対象としたビジネスを検討していること。
- (3) 帰国後、JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、ウガンダ ICT人材、企業や日本企業との連携の可能性について情報発信できること。
- (4) 渡航前事前説明会及び現地視察の全行程に参加可能であること。また、JICAの規定する安全対策の行動制限（夜間徒歩移動禁止等）に沿って行動いただけること。
- (5) アフリカ、ウガンダ国の事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で、全行程に参加可能な健康状態であること。
- (6) ツアーには日本人事務所職員が同行いたしますので英語力は必須では有りません。
- (7) プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
- (8) 黄熱の予防接種証明書（イエローカード）を取得済みであることが望ましい（入国時に提示を求められるため。未取得の方は本スタディツアー参加確定後、速やかに予防接種をご予約頂きます）。
- (9) ツアー参加に際して海外旅行保険に加入頂くこと。（JICAにて推奨される保険を紹介可能。）
- (10) 4. の趣旨をご理解の上で、費用のご負担と、渡航に係るご準備をご自身で手配頂けること。

6. 新型コロナウイルスにかかる出入国時の措置

以下をご理解の上、ご参加ください（2022年10月28日現在の情報）。但し、ツアー実施時に状況が変更になる場合があります。

- (1) ウガンダ入国時
 - COVID-19ワクチンを2回以上接種した証拠（ワクチン接種証明書など）の提示が必要。出発地の搭乗前72時間以内に受けたPCR検査での陰性証明書の携行は不要。
 - COVID-19ワクチン接種が2回未満の旅行者は、出発地の搭乗前72時間以内に受けた

PCR検査での陰性証明書の携行が必要。

【参考URL】 [新型コロナウイルス感染症関連情報 | 在ウガンダ日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

(2) 日本入国時

有効なワクチン接種証明書	入国時の検疫措置			
	出国前検査証明書	質問票	到着時検査	入国後待機
あり	不要	必要	なし	なし
なし	必要			

【参考URL】 [水際対策 | 厚生労働省 | 日本政府 \(mhlw.go.jp\)](#)

7. 応募および実施までの流れ

(1) 応募方法

JICAホームページの参加申込フォームより必要事項をご記入ください。

応募期限：2022年12月14日（水）18時（日本時間）まで

(2) 応募時の留意事項

- ① 一社から一名の応募とさせていただきます。
- ③ 応募書類を電子メールで送信後、実働3日を経過しても当方からの返信がない場合は、受信できていない可能性がありますので、再度ご連絡ください。
- ④ 電子メールの容量が20MBを超える場合は受信できないことがあり、圧縮ファイルもセキュリティ上受信できませんので、個別にご相談ください。

(3) 選考について

応募が定員枠を超えた場合には、JICA側で選考をさせていただくことがありますので、予めご了承くださいませようお願い致します。

選考結果は2022年12月21日頃を目途にご応募いただいた方にお知らせいたします。

なお、選考は応募書類記載していただく下記の内容を基に行います。

- ① 会社概要
- ② 海外での事業或いは、オフショア開発実績
- ③ アフリカで想定しているビジネス内容、特に中小企業・SDGs ビジネス支援事業への応募を検討しているビジネス
- ④ スタディツアーに期待すること（希望する視察先・得たい情報など）

⑤ スタディツアー参加者情報

(4) 全体スケジュール

2022年11月8日 スタディツアー公募開始

2022年12月2日 スタディツアー概要説明会（オンライン）※詳細は本ツアー募集のHP
ご参照

2022年12月14日 スタディツアー応募締め切り

2022年12月21日 参加企業発表

<以下、選考により参加が決まった方のみ>

2023年1月上旬 スタディツアーに向けた手続き及び事前説明会（オンライン）の実施
等

2023年1月下旬～2月上旬 スタディツアーツアー実施

9. 問い合わせ先

ご不明点等ありましたら、以下までご連絡ください。

JICA ウガンダ事務所 (ug_oso_rep@jica.go.jp)

10. その他

(1) ツアーキャンセルや延期の扱い

現地の治安や感染症（エボラウイルスなど）の状況によっては、やむを得ずツアーのキャンセルや延期が避けられない場合が有ります。外的要因によるフライトの変更キャンセル料等、準備のためにご負担いただいた費用はJICAでは負担しかねますのであらかじめご承知おきください。

(2) 本スタディツアーの位置づけについて

本スタディツアーは、上述のとおり中小企業・SDGsビジネス支援事業への応募促進等を目的の一つとしたものですが、本スタディツアーへの参加自体が同支援事業の応募審査にあたっての加点要素となることはありません。

(3) 調査団参加者の不正行為防止について

調査団参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成16年規程（人）第28号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、調査団参加者は特に以下の点に留意願います。

① 外国公務員等に対して調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。

② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(4) 個人情報の扱いについて

① 応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。

② 応募書類に含まれる個人情報等は、本スタディツアーの審査、派遣決定後の宿泊手配にのみ使用します。

③ 応募書類は、JICAが本スタディツアーを運営する以外の目的では一切使用いたしません。